



2

日医発第 413 号(健Ⅱ)(地域)(介護)
令和 7 年 6 月 5 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正等につきましては、令和 6 年 1 2 月 4 日付日医発第 1515 号にて貴会宛ご連絡申し上げたところです(令和 7 年 6 月 1 日施行)。

今般、同改正を踏まえ、国土交通省において策定している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(ガイドライン)が改正され、各都道府県宛て通知がなされるとともに本会へも周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係機関への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

○ 建築設計標準の掲載先(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 30 日

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議
関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

平素より建築物のバリアフリー化の推進に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を策定しています。

便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する基準及び同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する基準が改正され本年 6 月 1 日から施行されることを踏まえ、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」及びその下に設置した「サイトラインの確保等に係る検討WG」において改正内容を検討し、建築設計標準を改正しました。

今般の改正については、別添「「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について」（令和 7 年 5 月 30 日付国住参建第 996 号）のとおり、所管行政庁等に通知したところです。

貴団体におかれましては、本改正の主旨を踏まえ、共生社会の実現に向け、取組みを進めていただくとともに、会員等の皆様に別添を送付いただくなど、本改正について情報提供いただきますようお願い致します。

国住参建第 996 号
令和 7 年 5 月 30 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
（公印省略）

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正について

平素より建築物のバリアフリー化の推進に格別なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）を策定しています。

便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する基準（以下「義務基準」という。）及び同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する基準（以下「誘導基準」という。）が改正され本年 6 月 1 日から施行されることを踏まえ、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」及びその下に設置した「サイトラインの確保等に係る検討WG」において改正内容を検討し、下記のとおり建築設計標準を改正しました。

貴職におかれましては、建築設計標準を参考としつつ、地域の実情や個別の建築物・敷地の形態等の諸条件を踏まえ、適切に建築物のバリアフリー化を推進いただくとともに、貴都道府県の公共建築設計等の発注部局や公共施設等の施設管理者に対しても周知いただき、建築設計標準を有効にご活用いただきますようお願いいたします。また、管内の所管行政庁その他市町村及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関及び各建築設計関係団体等に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第 1 義務基準・誘導基準の見直しを踏まえた内容の変更等

1 便所・洗面所について

車椅子使用者用便所の設置数に係る義務基準及び誘導基準の見直しを踏まえた記述に変更しました。また、「車椅子使用者用便所」「オストメイト用設備を有する便所」「乳幼児用設備を有する便所」「男女共用の広めの便所」に便所の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明

記しました。

2 劇場・競技場等の客席について

車椅子使用者用客席の設置数に係る義務基準の創設及び誘導基準の見直しを踏まえた記述に変更しました。また、車椅子使用者用客席のサイトライン（可視線）の確保に係るチェック・検証方法に関して詳細に記載するとともに、同伴者席については固定席ではなくスペースとして設けることを明記しました。

3 駐車場について

車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る義務基準及び誘導基準の見直しを踏まえた記載に変更しました。また、車椅子使用者用駐車施設の後部に奥行き 300cm 程度の乗降スペースを確保する事が望ましい旨等、車椅子使用者の乗降のためのスロープ・リフトの出る車両の利用を考慮した記述の充実を図りました。

第2 構成・内容の抜本的な見直し

1 「標準的な整備内容」の明記

改正前の建築設計標準において、「～することが望ましい。」と記述していた「望ましい整備内容」について、今回の改正において原則、「標準的な整備内容」として整理し、「～する。」との記述に強化しました。

2 設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化

建築設計標準の改正タイミングだけでなく、好事例の情報を随時発信しやすくするため、設計事例集や改修・改善事例集を別冊化するとともに、国土交通省HPに随時アップロードすることとしました。

3 建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定

障害の有無にかかわらず、全ての利用者にとって使いやすい建築物を整備するためには、義務基準・誘導基準や建築設計標準による整備を進めることにとどまらず、建築プロジェクトの構想、設計、施工、維持管理・運営の各段階において当事者が参画して、施設固有の事情や立地に対するユーザビリティを確認しながら、検討・整備を進めることが有効です。

今回の改正において、建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を建築設計標準の別冊として新たに策定しました。

4 建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

建築設計標準を使用する上で必要な情報に容易にたどり着けるよう、義務基準・誘導基準に相当する整備内容と標準的な整備内容が一目でわかる構成に変更しました。また、PDF しおりを追加し、将来的な建築設計標準の電子化への準備を行いました。

○ 建築設計標準の掲載先（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等に加え、建築物のバリアフリー化を一層促進するため、構成・内容の抜本的な見直しを実施

1. 構成・内容の抜本的な見直し

○「標準的な整備内容」の明記

⇒従前は、推奨される整備内容について「～することが望ましい。」と記述していたが、今回の改正において、原則として、標準的な整備内容として整理し、「～する。」との記述に強化。

○設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化

⇒建築設計標準の改正タイミングにとらわれずに、好事例をP Rしやすくするため、国土交通省HPに随時アップロードする。

○建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定

⇒建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定。

○建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

⇒必要な情報に容易にたどり着けるよう、義務基準・誘導基準に相当する整備内容と標準的な整備内容が一目でわかる構成に変更。PDFしおりの追加。

2. バリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等

○トイレ

⇒車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

○客席

⇒車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

○駐車場

⇒車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。